

1 趣旨

当広域行政組合では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に準じ、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、湖南広域行政組合のすべての組織を対象とする。

4 方針に関する担当課

この方針に関する担当課は、総務部総務課とする。

5 対象となる施設等

この調達方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- (8) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

6 調達の対象品目等

当広域行政組合が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品の購入
事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務提供
印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

7 物品等の調達目標

令和7年度に当広域行政組合が調達を推進する物品等およびその目標額を次のとおり定める。

優先調達の目標額 289,400円

	種別	調達目標額(円)
物品	事務用品・書籍	0
	食料品・飲料	0
	小物雑貨	164,000
	その他の物品	0
役務	印刷	125,400
	クリーニング	0
	清掃・施設管理	0
	情報処理・テープ起こし	0
	飲食店等の運営	0
	その他の役務	0
	合計	289,400

8 物品等の調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報の提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間および発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

9 調達方針および調達実績の公表

(1) 当広域行政組合における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、ホームページ等により、速やかに公表する。